

【表紙】

【提出書類】

四半期報告書

2 【事業の内容】

E00752)

4 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】
E00752)

年度末に比べ262億円増加の1,120億円となった。

(4) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第2四半期連結会計期間において、当社グループが対処すべき課題について重要な変更はない。

(5) 研究開発活動

当第2四半期連結会計期間において、グループ全体の研究開発活動の金額は294億円である。

なお、当第2四半期連結会計期間において、研究開発活動の状況に重要な変更はない。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

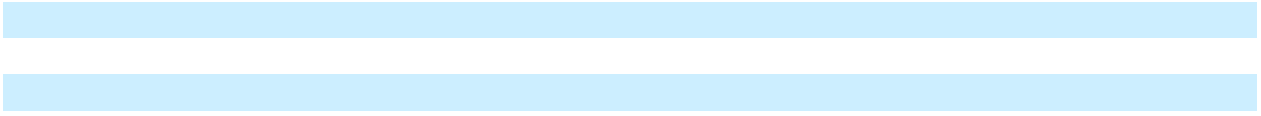
種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	5,000,000,000
計	5,000,000,000

【発行済株式】

種類	第2四半期会計期間末	提出日現在
	現在発行数(株) (平成21年9月30日)	発行数(株) (平成21年11月13日)

第5 【経理の状況】





【継続企業の前提に関する事項】

当第2四半期連結会計期間（自平成21年7月1日至平成21年9月30日）

該当事項はない。

【四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

当第2四半期連結累計期間
(自平成21年4月1日
至平成21年9月30日)

1. 連結の範囲に関する事項の変更

(1) 連結の範囲の変更

【注記事項】

E00752)

(1 株当たり情報)

1 1 株当たり純資産額

当第 2 四半期連結会計期間末
(平成21年 9 月30日)

前連結会計年度末
(平成21年 3 月31日)

1 株当たり純資産額

2 多額な資金の借入
(1) 借入の旨と使途
E00752)

2 【その他】

（訴訟）

ニューキノロン化合物のライセンス契約の解除をめぐり、当社子会社の大日本住友製薬株式会社と湧永製薬株式会社との間で現在係争中である。

大日本住友製薬株式会社は、平成10年6月に湧永製薬株式会社との間で、ニューキノロン化合物の開発、製造及び販売に関する独占的ライセンス契約を締結し、抗菌剤としての開発に着手したが、平成14年5月に大日本住友製薬株式会社は当該化合物の開発中止を決定し、その後ライセンス契約を解除した。

これに対し湧永製薬株式会社は平成16年7月22日、大日本住友製薬株式会社がライセンス契約を不当に解除したとして、大阪地方裁判所に、湧永製薬株式会社が被ったと主張する損害額89億83百万円についての一部請求として50億円の損害賠償請求訴訟を提起し、平成19年3月16日に大阪地方裁判所は、湧永製薬株式会社の請求の一部を認容し、8億90百万円の支払いを大日本住友製薬株式会社に命じる判決を下した。

大日本住友製薬株式会社及び湧永製薬株式会社は、それぞれ当該判決を不服として大阪高等裁判所に控訴し、また、湧永製薬株式会社は控訴審において請求額を89億83百万円に拡張していたが、平成21年3月24日、大阪高等裁判所は第一審判決を取り消し、湧永製薬株式会社の請求を棄却する判決を下した。

湧永製薬株式会社は、平成21年4月6日、控訴審判決を不服として最高裁判所に上告している。

（中間配当）

第129期(平成21年4月1日から平成22年3月31日まで)中間配当については、平成21年10月30日開催の取締役会において、これを行わない旨を決議した。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項なし。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成20年11月14日

住友化学株式会社
取締役会 御中

あずさ監査E00752)

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成21年11月13日

住友化学株式会社
取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 天 野 秀 樹 印指定社員
業務執行社員 公認会計士 文 倉 辰 永 印